

2024

# 東広島市 人材育成等 支援事業補助金

詳細はこちらを  
ご確認ください



人材の確保が難しい中小企業等が、  
従業員のスキルアップやリスキリング等を目的とした  
人材育成への取り組みに要した費用の一部を支援します。



## 補助率・補助上限額

実施区分	補助率	上限
研修・セミナー参加型	1/2	15万円 ※受講者1人に対しては5万円まで
外部人材活用型		10万円

※ 両実施区分を合わせて、同一申請者の総額は15万円を限度とします。

以下のような取組にご活用いただけます。



### 研修・セミナー参加型

#### ■ 取組例

- ・業務上必要な資格取得や技能習得
- ・国や県等が実施する研修やセミナーへの参加
- ・外国人材に対する言語学習

#### ■ 対象経費

受験料、受講料、研修参加費、教材費（あらかじめ受講案内等で定めがある場合）、旅費交通費（就業規則で定めがある場合）

### 外部人材活用型

#### ■ 取組例

- ・兼業・副業人材等の活用による従業員のスキルアップ
- ・専門家や講師を招聘して行う社内研修
- ・キャリアコンサルタントによる支援

#### ■ 対象経費

謝金及び報酬（宿泊費・交通費を含む）、研修開催に係る施設利用料（設備を含む）、外部人材派遣に係る委託費及び仲介手数料

## 対象者

次の(1)~(5)のすべてを満たす者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、今後も市内において事業を継続する意思のある者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 市が実施する「経済状況のモニタリング調査」へ協力できる者
- (5) 市が運営する「事業者ポータルサイト サポートビラ」へ登録の協力ができる者

※その他、東広島市人材育成等支援事業補助金交付要綱第2条第2項に該当しない者

## 対象期間

【申請受付期間】 令和6年6月27日(木)~令和7年2月28日(金)

※期間内であっても予算額に達し次第終了します

【事業実施期間】 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)

	4月	5月	6月	...	2月	3月
申請受付期間						
事業実施期間						



4/1(月)~7/12(金)に実施した事業は、  
交付決定前でも対象になります。

## 必要書類

- ・ 東広島市人材育成等支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ・ 人材育成等事業実施計画書(別記様式第2号(その1)又は(その2))
- ・ 誓約書兼同意書(別記様式第3号)
- ・ 補助事業に係る経費額の根拠書類(見積書、パンフレット等)
- ・ 対象受講者が雇用保険に加入していることが確認できる書類(研修・セミナー参加型のみ)
- ・ 東広島市内で事業を営んでいることが確認できる書類(履歴事項全部証明書、確定申告書等)
- ・ 市税に滞納がないことの証明書
- ・ その他市長が必要と認める書類

## 申請方法

必要書類を揃えて、次のいずれかの方法で申請してください。

- ① 事業者ポータルサイトサポートビラ(電子申請)
- ② 郵送又は持参(書面申請)

事業者ポータルサイト  
サポートビラはこちら



## お問い合わせ

東広島市 産業部 産業振興課 地域産業支援係

☎082-420-0921

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

✉hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp